

## カント『純粹理性批判』原理論における体系表示の問題点

竹内, 康

<https://doi.org/10.15017/1397701>

---

出版情報 : 哲学論文集. 22, pp.81-98, 1986-09-20. 九州大学哲学会  
バージョン :  
権利関係 :

## カント『純粹理性批判』原理論に おける体系表示の問題点

竹 内 康

—

我々は認識の問題を考えようとする時、どうにも逃れることの出来ない運命を担っている。我々は認識が知るものと知られるものとの間に成り立つことを知っている。しかし知るものそのものは何であるか、知られるものそのものは何であるかを考えようとする瞬間この運命を担うことになる。というのは知るものが何であるかを考えようとすれば必ず知られるものが関らざるを得ないし、知られるものが何であるかを考えようとすれば必ず知るものが関らざるを得ないからである。

それでカントはこの双方を他と切り離しそれ自体として考えることを断念し、認識を両者の関係にのみ限定し、その関係に於て成立する認識を経験と名づけ、その経験の対象を現象と名づけた。カントはこの現象の世界で眞理を主張し得る認識を先天的綜合判断と名づけ、その先天的綜合判断可能の最高原理として「経験一般を可能ならしめる条件は同時に経験の

対象を可能ならしめる条件であり、それ故にこそア・プリオリな綜合判断において客觀的妥当性を有する。」(B197)と述べている。それでこの經驗可能の条件を眞なるものとして如何に表示するかがカント認識論の仕事の凡てであることになる。

カントは先天的綜合判断の最高原理の經驗可能の条件を我々の持つ二つの認識能力に依じて感性の条件と悟性の条件とに分類した。そしてカントは先驗的感性論に於て感性の純粹条件(形式)である空間概念の先驗的解明(アウズラヒ)と時間概念の先驗的解明(アウズラヒ)という形で、また先驗的論理学に於ては純粹悟性概念の先驗的演繹という形でそれ等の条件が經驗の対象、可能の条件でもあることを証明するわけである。しかし解明も演繹もそれに先だちその対象となる概念(經驗可能の条件)の発見が先行しなければならない。それでこれ等經驗可能の条件の発見がカント認識論の体系の出発点となる。有機的全体としての認識の条件をある一つの体系として表示しようとすれば、とにかくどこかを出発点としなければならないし、その体系表示の順序はある原理にもとずいた論理的順序に従ったものでなければならない。しかしながらあることが論理的に先行しているからといって、そのことを他をまたずして純粹に表示し得るとは限らない。それで我々はまずカントがこれ等經驗可能の条件を如何なる原理にもとずき如何なる方法によって発見し、それを表示しようとしているかについて明らかにしなければならない。

### 1、經驗可能の感性的条件(空間、時間の純粹形式)の発見について

カントは先驗的感性論に於てこれ等二つの感性的条件を取出すのに次の如く述べている。「それで先驗的感性論では悟性が悟性概念によって思惟する一切のものを分離して經驗的直觀のみを残し感性を孤立させる。次にこの經驗的直觀から感覺に属す一切のものを分離して純粹直觀、即ち現象の単なる形式だけを残す。そして最後に残るものこそ感性がア・プリオリに与え得る唯一のものである。こうして究明していくと空間と時間という二つの感性の純粹形式がア・プリオリな認識の原理であることがわかる。」(B36)これだけでは一体何からそれ等悟性的なものそして感覺に属するものを分離するのか明

らかでない。ところが空間という感性の純粹形式の实在性について具体的に述べ「ある物体の表象から悟性の思惟するもの例えば実体、力、可分性のようなものを分離した同様にして感覚に属するもの例えば不可入性、硬さ、色等を分離してもなお残るもの」(B39)とある。それでそれから分離されるものは「ある物体の表象」ということになる。この物体という概念は勿論経験的概念であり「地面に建つ一軒の家」「上流から下流に流れる一葉の小舟」「燃えている枯葉」そのいずれも「ある物体の表象」となり得るはずである。従つて空間という感性の純粹形式の实在性は経験的直観の实在性を無条件に認めることから出発している。そしてこの「ある物体の表象」に凡ての経験可能の条件又同時に凡ての経験の対象可能の条件が含まれていることになり、ここに示すカントの方法により空間と時間の形式を取出すとすればその考察の出発点に於て既に認識の凡ての構造が理解されていなければならないことになる。従つて経験的直観の实在性の証明並びに認識の凡ての条件を予め示してもらわないことにはこの方法は全く形式的なものであり、我々はそれによつて何も理解していないし理解され得るものでもない。それで我々の心意識が全く認識の内容を持っていない状態からある内容を持つものへと変化する場合に絶対に受けなければならない条件としてのア・プリオリな感性の条件の实在性をそれ自体として示し、それに対して概念を付すことは出来ないものであろうか。

そもそも経験の条件を概念で示すということはその概念が経験の条件の实在性を示しているということであり、その实在性の内容を明らかにするためにはその概念を主語にして別の概念によつて示さなければならない。そしてそれがカント感性論に於ける空間概念の形而上学的解明 (B37-38) 並びに時間概念の形而上学的解明 (B46-49) であると思われる。それでカントのこれ等形而上学的解明は空間と時間という概念をなにか別の方法によつて予め発見した後でそれ等概念の解明をするわけではなくて形而上学的解明そのものが概念規定の手続きを示すものつまり概念の発見と考えるべきであらう。カントのこの形而上学的とは「他をまたずしてそれ自体として」という意味であるからである。

## 2、経験可能の悟性的条件(純粹悟性概念)の発見について

我々は先験的感性論に於ける時間と空間の形式発見について文句をつけることはない。というのはある物体を表象しようとする時、外なる唯一にして無限のひろがりである空間のある場所に於て、又内なる流れる唯一にして無限の時間のある時点に於て以外に表象の仕方がないことを直接的に知らされるからである。従つてこの二つの概念について直ちに形而上学的に解明することに何等の不合理も感じないものと思われる。しかし純粹悟性概念についてはカントは感性和縁を切つて悟性そのものの機能から純粹に、つまり、ある物体の表象とは無関係に概念を導き出したが故に対象への客觀的妥当性の問題は解明ではなくて演繹という仕方をとることになる。感性和悟性という同じ人間の持つ認識能力の分析であるが先験的論理学には形而上学的演繹という章がない。ところが（B159）に於て「純粹悟性概念の形而上学的演繹ではカテゴリー一般のア・プリアリな起源は、思惟の一般論理的機能とカテゴリーとの完全な一致によつて説明された。」と記している。

一体この形而上学的演繹とは何を指し、何を意味するものであろうか。我々はそこに述べられている内容を考える時、カントが純粹悟性概念発見の原理として述べていること、——悟性の機能と判断の機能とが一致するものであること——つまりカテゴリーは判断表から発見出来るということの権利づけと一致していることからして概念の分析論第一章「すべての純粹悟性概念を残らず発見する手引について」が純粹悟性概念の形而上学的演繹と理解してよいと思われる。そうすると感性論に於ても論理学に於ても純粹概念の発見については形而上学的という方法がとられていると考えてよいと思われる。

## 二

さてここで我々が重要でありカント認識論の基本的立場と矛盾するのではないかと考える問題に遭遇する。それは形而上学的演繹という名の下に純粹悟性概念の完全な表示が可能であるかという問題である。カントは概念の分析論第一章「すべ

ての純粹悟性概念を残らず発見する手引について」の（B22）に於て「先驗哲学は純粹悟性概念を一つの原理に従い残らず発見する特技とそうする義務をも持つものである。かかる概念は絶体的統一体としての悟性から雜物を全く交えず純粹に生じたものであり、これ等の概念自身も一つの概念或は理念に従つて互に関連していなければならないからである。かかる関連は純粹悟性概念の夫々にその位置をまたこれ等の概念全体にその完全さをア・プリオリに規定し得るものである。もしそうでなければ一切は任意や偶然に左右されることになるであろう。」と述べている。この純粹悟性概念の独立性と相關性そして完全性とは原則の分析論に於ける認識の対象との關係に於て立証されるべきものであると考えられるが、カントがここで言う純粹悟性概念発見の原理とは何であろう。（B24）に於てカントが述べる言葉からして次のように整理出来ると思われる。

一、我々の悟性は思惟の能力である。

二、我々の思惟は判断によつて行われるからして悟性は判断する能力である。

三、我々の判断はすべて概念によつて行われ、概念は区別し、総合統一する判断の能力によりつくられる。

四、それでも我々が判断における統一の機能を完全に剩すところなく表示し得さえすれば悟性の一切の機能は残らず発見出来る。

カントは純粹悟性概念を発見するためには純粹悟性の機能を発見し、その根原的機能が根原的概念を生むわけであるからしてまず悟性の根原的機能の完全な表示が発見の手引きとなると考えたものと思われる。それで悟性の根原的機能は判断に於ける統一の機能と全く重り合うが故に判断表をそのまま発見の手引きとして使用するわけである。ここまでの論理は誠にかなっている。ではこの確かに存在するにちがいない判断の機能を如何にして完全に剩すところなく純粹に表示し得るかである。カントは「すべての純粹性概念を残らず発見する手引第二節九項判断における悟性の論理的機能について」の（B95）に於て「判断一般の一切の内容を度外視して判断の悟性形式だけに着目すると我々は判断における思惟の機能が

四綱目に分けられ、更に各綱目がそれぞれ三個の判断様式を含むことを知る。」とその理由を説明することなく判断の機能を表示している。この判断の機能の表示、つまり判断表の完全性の根拠は一体どこにあるのであろう。もし一般論理学の判断表に手を加えることにより完全であると考えるのであればその根拠を示してもらわなければならない。我々は先に感性の純粹形式である空間概念を発見する始点となる「ある物体の表象」を問題にしたがここでも当然始点となる「判断一般」とは一体何を意味するものであるかを問題としなければならないが、このことは後述することにする。

さてカントは（B145）に於て神的悟性と人間の悟性を比較して「人間の悟性は対象によって与えられねばならないところの直観、即ち認識の質料を結合してこれに秩序を与えるに過ぎない。」と述べている。であれば人間悟性が如何なる機能を持つかの発見は、我々の悟性が対象から与えられねばならぬ直観の全体に対して実際に如何なる純粹使用が可能であるかの分析なしには不可能であるはずである。そして注目すべきは次に述べることである。「しかし人間悟性の特性、即ちカテゴリーによつてのみ、しかもカテゴリーのかかる一定の種類と数によつてのみア・プリオリな統覚の統一を生ぜしめるという特性を説明し得ないのは、我々が何故これだけの判断機能を持ちそれ以外の判断機能を持たないのか、何故時間・空間だけが我々に可能な直観の形式なのかという理由が説明されないのと同じである。」（B145）今更カントにこのようなことを言われてははなはだ困惑する。しかし人間悟性の特性について形而上学的に規定しようとしても不可能であることに不思議はない。勿論カントは我々の心の源泉に於て認識の構造がそのようにつくられている形而上学的理由が説明せられ得ないのであつてその事実を否定しているわけではないはずである。であればその事実は経験という限られた世界に於ける事実でなければならない。従つてなんとしても経験の世界を限定しないことには経験の条件を規定することは出来ない。それどころではない。もし我々が純粹に形而上学的にその理由を求めようとすれば我々の認識が感性と悟性という二つの心の源泉より生れるということすらその理由を説明することは出来ない。我々に第三第四の認識能力が仮にあつたとしても不思議ではない。その場合それなりの認識が成立するだろうからである。

カント認識論の根幹をなしカント自身極めて重要であると考える（B148）命題として（B146）の22項に「カテゴリーは経験の対象に適用され得るだけであってそれ以外の物の認識には使用せられ得ない」とある。この項に於て述べられていることはカント認識論に於ける根本原理とも云うべき「直観なき概念は空虚であり、概念なき直観は盲目である。」

（B75）と全く同じ内容を持つものである。それでカントが認識の形式の使用を経験の対象にのみ限定するのであれば、その経験の形式の分類は経験の対象の分類に於てはじめて可能であるはずである。そしてその分類された対象に対して可能である悟性の純粹使用こそがまさに悟性の純粹機能であるはずである。それで我々は、対象を限定しない限り形式は限定し得ないし、更に認識の世界を現象と限定してこそ認識の形式の適用に意味があるのであれば、形式の分類はそれに対応する現象の分類に於てのみ意味がある。と言わざるを得ないのである。それで我々は経験可能の条件（ここではカテゴリーに限定する）を形而上学的に発見することは不可能であり、またカント認識論の基本的立場と矛盾すると考えるが故に経験の対象、可能の条件の先験的分析により純粹悟性の根原的機能をそしてカテゴリーを発見する以外にはないと考える。しかもそれがカントの基本的立場をいささかも離れることなく可能であると考える理由を整理すると次の如くなる。

一、経験の対象を限定しない限り経験可能の条件を完全に剩すところなく限定し発見することは出来ない。  
 二、経験可能の条件が同時に経験の対象、可能の条件でもあれば、逆に経験の対象、可能の条件は同時に経験可能の条件でもなければならぬ。

三、経験可能の条件の先験的分析が可能であれば同時に経験の対象、可能の条件の先験的分析も可能でなければならない。

四、我々は感性的悟性も悟性的感性も持ち得ないし、経験可能の条件を純粹概念により夫々独立した機能を持つものとして分類するのであれば、経験可能の条件と経験の対象、可能の条件とは夫々の分類に対応し完全に一致するものでなければならぬ。

以上のことを更に具体的に整理すると次の如くなる。

一、經驗可能の条件を感性と悟性とに分類することは經驗の対象可能の条件を感性の対象可能の条件と悟性の対象可能の条件とに分けることである。

二、經驗の感性的条件を先天的と後天的と二分することは經驗の感性的対象可能の条件を先天的対象可能の条件と經驗的对象可能の条件とに二分することである。

三、經驗の悟性的条件をカテゴリーにより分類し、それを数学的カテゴリーと力学的カテゴリーに分類することは同時に悟性的対象可能の条件をカテゴリーの分類に応じて夫々分類し、数学的对象可能の条件と力学的対象可能の条件に分けるとである。

### 三

我々は經驗の対象可能の条件の先驗的分析のために我々が関り得る限りの經驗の対象をある原理にもとずき分類することから始めなければならない。經驗の世界に於て我々は感性によってのみその対象と直接関り得るものであるが故に対象そのものは我々にとって無縁のものであり感性によって与えられる直観がそのまま我々に可能な唯一の直接的对象である。それで我々は感性の純粹形式である空間と時間の制約の下に於ける觸発とその觸発の原因をなすものにより、我々が関り得る凡ての対象を限定することが可能であり又その觸発の仕方と觸発の原因をなすもの（間接的对象）の時間に於ける様態により我々の經驗の対象を剩すところなく先驗的に分類することが可能である。

我々はこの分類の作業に先だち確認すべきことがある。我々は經驗的に対象を分類するわけではないから經驗的に数多くのもの表象をよせ集める必要は全くない。しかしカントの言う「ある物体の表象」を事実として認めないことには、そしてまたある物体が時間的様態に於ての表象なるが故にある物体の運動、変化をも事実として認めないことには認識の問題を論

ずることは出来ない。そしてある物体の表象並びにある物体の運動、変化の表象が経験によってのみ可能であるからといってその分類、分析が経験的であるというわけではない。だからこそある物体の表象例えば「小川を流れる一枚の枯葉」の表象により経験の対象一般を代表するものとして凡ての経験の対象可能な条件の分析が可能であるわけである。

我々がこのことを前提として又前提とすることが可能である理由は「觀念論に対する論駁」(B274~B279)に於て示される「外的な物について我々はただ想像するだけでなく経験することも可能である」ことの証明に於て述べられていることと一致する。我々がある物体の表象をそしてその運動、変化を實在するものとして認めることは外なる物の現実的存在の作用を認めることである。そしてその外なる対象の現実的存在の証明は経験の世界に於ては自分自身の経験的意識の現実的実在性以外にはない。そしてこの経験的意識は内的直観を必要とし内的直観の形式即ち時間に関して自分自身が規定されなければならぬがその自己規定には外的な対象がなんとしても必要なものである。つまり内的経験は外的経験と同時に可能であり、外的経験は外なる物の實在性を必然的に要請するわけである。それで何等かの我思う経験の場に我在りてこそ、つまり外的経験の現実的實在性の中にこそ、我思う、我在りという内的経験の現実的實在性の意識が存在し得るということである。それでデカルトに対するカントの批評(B275)からしてカント認識論の基本的立場をデカルト流に言えば「我在り、我思う、我在り」となる。我々は以上のことを確認した上で経験の対象の先験的分類という作業に入るわけであるがこれを予め整理することにする。

- 一、我々にとって直接的対象は感性による以外に与えられることはない。
- 二、感性は感性以外のものから触発される以外に対象と関することはない。
- 三、凡ての触発は時間と空間の形式の下に感性に作用する。
- 四、触発には触発の原因となるものがなくてはならない。
- 五、純粹直観と経験的直観では触発の原因を異にする。

六、純粹直観の觸発は内なる悟性の作用を前提とする。

七、經驗的直観の觸発は外からの作用を前提として、その作用は力を持つもの、つまり実体を前提する。

八、外からの実体の作用は時間の形式に従って感覺により感性に作用して知覚され、又知覚によって得られる外なる実体相

互の力の作用も時間の形式に従うものとして知覚される。

九、關係は実体相互の作用により時間關係に於て成立するので実体の不変性は關係成立の条件である。

十、感性は觸発の作用を受容するだけでその作用自身を対象とすることはないので觸発の原因となる実体並びにその關係は感性の対象ではなくて悟性の対象である。

以上の觸発の原理にもとずき分類された夫々の対象に対して悟性の如何なる純粹使用が可能であるかを考察することにより純粹悟性概念発見の手引きとするのが我々の立場である。それ故我々の問題はカントの原則の分析論と同じ問題として提起される。我々はその理由について明らかにしたい。

#### 四

我々は先に述べた如く先驗的論理学第一部一篇概念の分析論第一章「すべての純粹悟性概念を発見する手引き」を純粹悟性概念の形而上学的演繹と考へ先驗的演繹と對比させる。それで先驗的演繹とはカント自身純粹悟性概念の先驗的演繹と名付ける第二章第二節は勿論としなければならないが、(B159) に於て「先驗的演繹では対象一般に関するア・プリオリな認識としてのカテゴリーの可能が説明された(20・21)」とあるからには、純粹に悟性の根原的機能から発見されたカテゴリーがどうしてア・プリオリな認識として対象一般に適用し得るかの証明が完了してはじめて先驗的演繹は完了すると考へなければならぬ。であるからして「純粹悟性概念が使用され得るための唯一の感性的条件即ち純粹悟性の図式論を論究

する。』(B175)とあるからには純粹悟性概念の先驗的演繹は図式論に於て完成する。さらに概念は判断として使用されてはじめて概念としての機能を果すものであるが故に純粹悟性の原則の分析論に於て先驗的演繹は完成すると考えねばならないであろう。

そしてこのことは先驗的感性論に於ける空間概念並びに時間概念の先驗的解明についても同じである。先驗的感性論の空間概念の先驗的解明に於て「あるア・プリオリな原理にもとずいて別のア・プリオリな綜合認識(例えば幾何学的認識)の可能が理解せられる場合に、かかる原理としての概念の説明を先驗的解明というのである。」(B40)と述べていることからして、空間概念の先驗的解明は数学的カテゴリーの先驗的演繹そして数学的原則の分析に於て幾何学の可能性の根拠の証明が完成されるのであるから、空間概念の先驗的解明は原則の分析論に於て完成することになる。又時間概念の先驗的解明に於ては変化の概念、運動の概念は時間表象によってのみ、また時間表象に於てのみ可能であると述べた後「それだから我々の時間概念は少なからず有益な一般力学が示すところの多くのア・プリオリな綜合認識の可能を説明し得るのである。」(B49)とある。そしてその力学的カテゴリーの対象に対するア・プリオリな使用は時間関係と物関係との類推という形で証明されるわけであるから時間概念の先驗的解明は力学的原則の分析論に於て完成することになる。以上で明らかであるように純粹悟性概念だけでなく時間・空間という感性の純粹形式の対象に対するア・プリオリな適用の証明は原則の分析論に於て完成することになる。それはもともと我々の認識が感性だけで成立するものでもなければ悟性だけで成立するものでもないからである。カントは言う「我々のあらゆる認識は、一切の可能的経験の全体のうちにある。そしてあらゆる個々の認識がこの可能的経験全体と関係するところに先驗的眞理が成立する。」(B28)そしてこの可能的経験の全体は原則第二章第三節「純粹悟性のすべての綜合的原則の体系的表示」に於て示されることになる。従って先に二に於て述べた純粹悟性概念を凡て発見する手引きの文頭に於て「判断一般の内容を一切度外視して判断の悟性形式だけに着目すると……」(B95)と述べる判断一般とは凡ての判断を代表する意味での判断であろうから経験に於ける凡ての判断の機能を完全に

包含している判断一般でなければならぬ。そしてそれをカント認識論の体系の中で見出すことが出来るとすれば、それは原則の分析論に於ける純粹悟性のすべての総合的原則の体系的表示に於て示される諸原則以外にはないし、それと完全に一致するものでなければならぬ。

というのはカントは、判断一般から判断の内容を度外視して判断の形式を手引きとして純粹悟性概念を発見し、その純粹悟性概念の対象への適用の感性的条件である図式論を経て我々に対象として現れる凡てのものが規則として従う原則を表示する。従つてこの最後に示された諸原則はカントが眞理と考える先天的綜合判断の可能性の根拠となる凡ての原則の表示であり、経験の対象という内容を支配する仕方を示す原則である。従つてこれ等の諸原則を逆に起点として判断の内容を取去れば判断の純粹形式が完全な姿で残ることになる。従つてカントの先驗的論理学の体系表示を最後と最初を結ぶ一つの環として考えないことには純粹悟性概念発見の手引きの根拠とつながり得ない。しかし学の体系はどこかを出発点としなければならぬ。もし我々が悟性の純粹機能を形而上学的に発見出来ないとして原則の分析論を出発点とするならば我々は純粹悟性概念の指示なしに原則の表を作成しなければならぬ。(B200) 従つて我々は原則の主語となるべきものを確定するためにどうしても我々に対象として現れる限りの凡てのものを先に述べた觸発の原理にもとずき分類することから始めなければならぬ。従つて概念から直観へではなくて直観から概念へとならねばならないからカント認識論の体系を一つの環と考へると考へねばならぬであらう。しかしこのことはもともとカントの基本的立場に立つことである。カントは純粹理性批判の緒言の最後に於て「先驗的感性論は原理論の第一部門でなければならぬであらう。認識の対象が人間に与えられるための条件はその対象が考へられるための条件に先だつからである。」(B30)と記しているからである。ところが実際には先驗的感性論に於ては感性の先天的対象可能の条件について論ぜられ、感性の経験的対象可能の条件については論ぜられていないということである。経験的对象可能の条件なしに力学的対象が与えられることはない。であれば与えられるべき条件として論ぜらるべき力学的対象可能の条件まで含めて先驗的論理学

の原則論に於て論ぜられていないと考えなければならない。ということはその限りに於て当然原則の分析論が先験的論理学の出発点とならなければならないことになる。それで我々は先に述べた原理にもとづく対象の先験的分類により分類された夫々の対象を主語として、その対象が触発に始り統覚の統一に終る夫々独自の対象可能の条件を純粹概念により表示することになる。そしてそれがそのままカントの原則の分析論の諸原則ということになるはずである。現象の世界に於て眞なる認識が存在するとするならば、それは我々の関り得る限りの対象の性質を根本概念によって示し得る原則の上に成立しなければならぬのであろうからである。

## 五

カントは原則の体系に対する一般的注の文頭に於て「およそ物の可能はカテゴリーだけから理解出来るものではない。そのためには我々は必ず直観を持ち合わせていてこれによって純粹悟性概念の客観的实在性を現示しなければならない。——これは大いに注意すべきことである。」(B288)と述べている。このことは、人間悟性が与えられねばならぬ直観を持ち合せていなければ、悟性が直観に対して作用する悟性機能の实在性を現示することは不可能であることを述べたものである。従つて触発の原理によって分類された対象以外に原則の主語となるものはあり得ないから、その主語である対象に対して悟性が如何なる自らの機能の客観的实在性を現示するかは触発に始り統覚の統一に至る認識形成の過程に於ける悟性機能の分析のうちであり、その实在性を概念で表示するわけであるから当然原則の述語は純粹悟性概念となるはずである。

そしてその認識形成の過程に於ける触発の原理により分類される対象は凡て時間のうちにあるからしてその対象一般に対する概念作成のための普遍的感性的条件つまり図式が時間により示されるといふカントの図式論をそのままむきかき逆逆を使用することにより純粹悟性概念に導くことになる。もともと図式とは対象即概念となれば個々の対象と同数の概念を必要とし

概念としての作用をなさないが故に概念作成の過程に於て必要とするものであり、それ故にこそ概念の対象適用に図式を必要とするものである。従ってかくして発見された純粹悟性概念は既に感性的条件を具えている概念であることになる。そしてその原則の主語となる対象の独立性と相関性と完全性が純粹悟性概念の独立性と相関性と完全性を保証するものであり、与えられた対象が我々にとって如何なるものとして対象たり得るか、つまり経験の対象、可能の条件を明らかにすればそれがそのまま原則の主語と述語を結ぶ証明となるわけである。

### 1、直観の公理（純粹直観可能の条件）

第1の原則、直観の公理の主語は「直観」である。この直観という概念はそれが純粹直観であれ経験的直観であれ、直観の純粹形式である空間と時間を規定する綜合と同じ綜合により表象されるもの（B203）、つまり空間に於ける純粹形像を意味する。

我々が空間に於てある図形の表象を持ち得るためには、我々は、我々の意識が空間に於ける純粹形像の可能的多様ななかからそのある特定の限定された図形表象へと集中しなければならない。そのためにはその図形作成に關する空間の性質を予め承知している自発的な作用を持つ内なる認識能力——それは構想力という名の悟性の自発性以外ではあり得ないが——が内感に作用して注意を喚起し、つまり觸発することによって外感の形式である空間の形式に従つたある図形を純粹に生産し統覧の支配下に統一してはじめて自分にとって純粹直観という対象を持つことが可能である。つまり空間中の無限定な一点を直線、或は三角形或は円といったある質を持つ一点へと限定する作用が觸発である。この構想力の作用が可能であるためには構想力があらかじめその図形作成のための空間の性質を承知していなければならないが同時に空間に於ける凡ての点が悟性の觸発によりある質を持ち得る可能性を持つ点、つまり図形作成の可能性の芽を持つ点でなければならぬ。これが対象としての空間の持つ普遍的性質であり、点規定の不可思議さがある。空間中の一点を質的に限定することにより零から出發してあの同じ性質を持つ連続的量の生産が可能となりまた同時に量を持つ質が生産される。我々は純粹直観であれ、経験的直観で

あれ、その形像に関する限り延長のない形態は表象出来ないし、形態のない延長も表象出来ない。従って空間の質的規定（幾何学）と量的規定（代数学）とが同一公理の下に成立し得ることになる。それで直観はすべてある質を持ちしかも零から出発するある量であるから外延量であるということになる。

2、知覚の先取的認識（知覚が悟性の純粹対象となるための条件）

ある知覚の生産に於て構想力は生産的でも自発的でもあるを要しない。外なるものから瞬間的にある度が単一性として与えられる。（B210）それで数多性が考えられるのは与えられたある度と全く度を有しない無との間の漸減的变化としての無限の連続的数多である。それだから構想力は逆に零から次第にその度を漸増し任意の度まで達すること、即ち度としての量を次第に産出していく綜合もまた可能である。このいずれのむき<sup>き</sup>の綜合も零との間に無限の連続的量を表象し得るということは、経験的のみに与えられる知覚に対して悟性は与えるものとしての純粹綜合の対象を見出し、悟性の構成的純粹綜合が可能となる。これが知覚の先取的認識（B209）と言われるものであり、このことが可能である限りに於て物理現象（知覚の必然的結合）を数学的に記述することが可能となる。しかしこの量は時間と空間の純粹綜合と同じ綜合による外延量ではなくて、外なるものの触発と同時に単一性として瞬間的に与えられる感覚のある度と零との間の無限の段階的变化としての連続量であり内包量と呼ばれる量である。（B208）そして外延量も内包量も零に対して同質の無限の連続性が考えられるから構想力はその両者を構成的に表象し得るという点に於て共通しているが、その量の生産に於て外延量は第1の原則に於て述べた如く心意識の内部に於ける触発によって純粹に可能であるが、内包量に於ては外なる力の作用、つまり外なるものの触発によってのみ可能である量である。勿論この原則の主語となるものはその触発の結果である経験的直観であって、触発の原因となる実体を主語としているわけではない。これは第3の原則の主語となるべきもので当面の問題ではない（B210）がこの第2の原則が第3の原則の基礎となる原理を含んでいることは事実である。

さてこの第1の原則と第2の原則に共通して言えることは外延量であれ内包量であれ、量としての規定が可能であるのは

常に同時に質的規定が成立しているという量と質との相関性である。我々は魚屋に行つて鯛と鰯を買うのに同時に同じ秤の上で計量することはない。又与えられた赤色の度を増すためにより度の高い青色を混入することをしない。又空間中にある図形例えば三角形を描く場合に全くひろがりを持っていないものとして表象しようとするれば、出発の一点はいつまでも三角形でも四角形でも円でもあり得る空間中の未限定の点のままで決して三角形の表象を持つことは出来ない。従つて外延量であれ内包量であれ、悟性に量的規定が可能であるということは常に同時に質的規定という悟性の純粹機能を前提しているということが解る。従つて第1、第2の原則の主語である対象の可能条件としての述語は量と質であるということになる。それである質における量的連続性の下にのみ悟性は構成的に数学的对象を生産し得る。この原則が純粹数字の凡ての個々の原則を可能にする原則であるからして数学的の原則と名づけたものと考ええる。

### 3、経験の類推（知覚の必然的結合の表象可能の条件）

さてここで我々は以上二つの原則の支配する世界とは全く異なる世界に入る。我々は自然のうちに入り、自然は空間に於ける純粹形像の束でもなければ知覚の集合でもなく、その中に物が実在し、物が動き、物が変化すると考へる世界である。それは純粹直観と経験的直観の触発の仕方の違いから推論（要請）される物（実体）の世界である。カントは（B208）に於て「知覚は感覚は含んでいるから、感覚が内包量をもつ以上、これに対応して知覚のあらゆる対象にもまた内包量、即ち感官に及ぼす影響の度合があるとしなければならない。」と述べている。カントはこの原因としての実在の度をモメントと名づけこの原因の問題は当面の問題ではないと述べているが（B210）、これが物の世界への入口であることに違ひはない。そしてこの原因性の問題を当面の問題とする第2の経験の類推に於て「この原因性は作用の概念に達し、作用の概念は力の概念に達し更にこれを通じて実体の概念に達するのである。」（B249）と述べている。従つて我々に物の実在性の表象を可能にするのは経験的にのみ可能である知覚である。しかしながら知覚は我々に物が実在しなければならぬ、そして物は作用であり、力でありそれ自体数学的对象として把握し得るモメントを持つものであることを悟性に教えるだけであり、

物の持つ、又物の関係についての法則性を教えるものではない。知覚には物の必然的関係を規定する力はない。そしてその必然的結合の関係を我々に意識させるのは内感の直接的条件である時間関係である。

我々にとって時間関係は直接的に明らかである。それは内感の直接的条件であるからである。しかし時間そのものは知覚の対象となり得ないので我々はその関係を時間そのものからは覚知し得ない。従って間接的条件、つまり外なる物の変化の知覚によって時間関係が意識される。それで時間そのものから時間関係の表象が不可能であるのに、我々が時間関係を表象することが可能であるのは時間以外の外なる物に我々が主観的に時間関係として意識される関係と全く同じ関係が成立していなければならないということが推論される。これが時間関係と物関係との類推の根拠である。それで「**時間性**：時間**の**回**時性**＝**実体**の**不変性**：**実体**の**變起**：**実体**の**回時存在**」という質的類推（B222）がこれ等経験の類推の諸原則の証明の根拠である。それで実体論は時間論なしには、又逆に時間論は実体論なしには成立しないといえる。そしてここで充分確認しなければならないことは自然に於ける実体に関して悟性は知覚と時間の教えるところに従いその必然的関係を統整的に規定し得るにすぎないということである。

#### 4、経験的思惟一般の公準

この第4の原則はカントが述べる如く特別な性質を持っている。（B206）我々の認識の対象は以上三つの原則の主語として完全に表示済みである。それでもなお悟性が問題とし得るのは、我々の経験の対象可能の条件が同時に経験可能の条件であるにしても、その条件の凡てが凡ての経験に於て使用されるものではないから、ある経験が如何なる条件に於ける経験的眞理を主張し得るかということである。我々はその意味に於て以上三つの原則の主語となる対象を分類したのである。例えば純粹数学に於ては経験の形式的条件のみを必要とし、その限りに於ける経験的眞理を主張する。又経験的諸学に於ては経験の実質的条件（感覺）に関する限りの経験的眞理を主張する。又力学に於ては知覚の必然的結合の条件を必要とし、経験の全般的条件に関する経験的眞理を主張する。それ故この原則は経験の内容を規定する原則ではなくて、ある経験が経験

的眞理を如何なる資格に於て主張し得るかということであり、この原則の主語は経験の内容即ち対象ではなくて経験の結果としての経験的思惟が前提とする経験の条件が主語となる。

## 六

さて我々が以上四つの原則について概観したのはこれ等原則の主語が先に示す我々の予測と一致することの確認のためであり、カテゴリーのかかる種類と数によってのみ統覚の統一を生ぜしめる特性の説明は対象との関係の第一条件である触発により我々に現れ得る限りの対象が如何なるものとして我々の経験の対象たり得るかの悟性的条件の現示がない限り不可能であり、それを示すのが原則論であることを証したかったからである。そして又これ等概念の独立性、関連性、完全性は原則の分析論が完了して始めて明らかにになり、カテゴリーが単なる空想概念（B 269）ではなくて経験の条件の实在性を示す概念として発見されると考えるからである。従つて先験的原理論第二部門先験的論理学第一部先験的分析論第一章「すべての純粹悟性概念を残らず発見する手引について」は実際には発見の手引ではなくて最後に示すべき発見の結果の表示であると考えらる。

（昭和二十一年本学卒・哲学）